

# 障害福祉センター「すぼる」かろのお知らせ

～4月からの制度について～

◎問い合わせ 障害福祉センター  
☎(73) 4530

## 在宅障害者

## タクシー利用助成券を発行

平成22年度の在宅障害者タクシー利用助成券を発行します。利用を希望される方は障害福祉センター又は保険福祉課で申請してください。

なお、介護タクシー利用助成制度及び、自動車税の減免との併用はできませんので、ご注意ください。

▼対象者 町内在住（施設入所者は除く）で、次のいずれかに該当する方  
○身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹・視覚障害・内部障害）1・2級

※じん臓機能障害1級（人工透析対象者）の方には最大72枚まで発行します。

○療育手帳（A1・A2）をお持ちの方、または知能指数35以下と判断された方

○精神障害者保健福祉手帳1級  
○特定疾患医療証をお持ちの方  
▼手続きに必要なもの  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療証、印鑑

▼利用開始 4月1日（木）から  
▼申請受付 3月26日（金）から  
▼発行場所 障害福祉センター  
または保険福祉課

## 肝臓移植術後の抗免疫療法が自立支援医療（更生医療）に加わります

4月1日から自立支援医療の対象に「肝臓移植術後の抗免疫療法」が加わります。詳細についてはお問い合わせください。

▼手続きに必要なもの  
①診断書・意見書（指定医作成のもの）  
②顔写真1枚（縦4cm、横3cm。上半身・正面・脱帽で、1年以内に撮影したもの。）  
③印鑑

## 肝機能障害の方へ 新たに 身体障害者手帳を 交付します!

肝臓機能障害が重症化して回復困難となった方が対象となります。詳しくは、主治医等に相談ください。

▼受付開始日 2月1日（月）  
▼手帳の交付開始は4月から  
▼必要書類 ①身体障害者福祉法による指定を受けた医師が作成した身体障害者診断書②顔写真1枚（縦4cm、横3cm。上半身・正面・脱帽で、1年以内に撮影したもの。スナップ・集合写真の切り抜き等は不可）  
▼申請方法 必要書類を持参し、障害福祉センターまたは保健センター保険福祉課まで

## 3月末・4月初旬

## 土曜日・日曜日に 窓口を利用できます。

現在、火曜日・木曜日に窓口業務の延長を行っています。3月末から4月初旬の次の期間、臨時に土曜日・日曜日に窓口を利用できます。

### ▼利用できる日時

3月27日（土）・28日（日）  
4月3日（土）・4月4日（日）  
午前8時30分～午後5時15分

### ▼取扱窓口

役場本庁舎1階  
町民課・保険福祉課・会計課

▼取扱業務 表のとおり。  
ただし、他の関係機関へ照会を要するものなど、内容によっては手続きが完了できない場合もありますので、不明な点などはあらかじめ問い合わせください。

※町税等を納付に来庁される時は、必ず納付書をご持参ください。

※国税（所得税等）県税（自動車税）は納付できません。

※国府支所の土曜日の窓口業務  
3月27日（土）及び4月3日（土）午前9時から正午までの窓口業務につきましては、住民票・印鑑証明書の発行のみを行います。

### ◎問い合わせ

・町民課 ☎内線2711～2773  
・保険福祉課 ☎内線2775  
・会計課 ☎内線2777

取扱業務		担当課
証明書等 交付	○住民票の写し、印鑑証明書 ○戸籍謄(抄)本の写し	町民課
申請・届出 など	○住民異動届(転入、転出、転居など)、 印鑑登録、戸籍届(受領のみの場合あり)	保険福祉課
	○国民健康保険業務	
税金などの 納付	○住民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税などの納付	会計課